

好評
発売中!

全国の書店
Amazonなどで
お求めください!



物流効率化法 特定事業者における措置が始まりました

「物流効率化法」が改正され、すべての荷主と物流事業者に対して努力義務が課される中、いよいよ今年4月、特定事業者における措置（義務）が始まりました。特定事業者に該当する場合、やらなくてはならないことが盛りだくさんです。改めて物流効率化法の全体像を再確認し、特定事業者が必要な事柄を確認します。特定事業者に該当しない場合は、努力義務を再確認しましょう。



まずは全体像を確認

物流効率化法の対象事業者は「荷主」「連鎖化事業者（フランチャイズチェーン本部）」「貨物自動車運送事業者等」「倉庫業者」が挙げられます。

2025年4月よりすべての荷主、物流事業者（以下、連鎖化事業者、貨物自動車運送事業者、倉庫業者を含むものとする）に対して「努力義務」が課されています。

また2026年4月からは一定規模以上の特定事業者に該当する場合、いくつかの「義務」が課されることとなります。それぞれの内容を見てみましょう。

今回は貨物自動車運送事業者等および倉庫業者に焦点を当てて解説します。

すべての荷主・物流事業者に対する努力義務

すでに施行されている努力義務の内容について確認します。

貨物自動車運送事業者等

貨物自動車運送事業者等が求められるのは①積載効率の向上です。

- 複数の荷主の貨物の積み合わせ、輸送網の集約
- 配送の共同化
- 復荷（帰り荷）の確保による実車率の向上
- 配車・運行計画の最適化
- 輸送量に応じた大型車両の導入

〈実効性の確保のための事項〉

- 積載効率の状況や取組の効果の把握
- 取引先に対する標準仕様パレット活用、共同輸配送等の提案実施
- 関係事業者間での連携推進
- 物流データの標準化の取組
- 過積載など関係法令の遵守

物流効率化法

2025年4月～

すべての荷主・物流事業者に対する規制措置

取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 積載効率の向上等 ② 荷待ち時間の短縮 ③ 荷役等時間の短縮 	➡	目標	<ul style="list-style-type: none"> ① トラックドライバー1人当たり年間125時間の拘束時間の短縮 ② 全体の車両で積載効率44%に増加
----	--	---	----	---

2026年4月～

一定規模以上の特定事業者に対する措置

特定荷主及び特定連鎖化事業者	特定貨物自動車運送事業者等	特定倉庫業者
指定基準値 取扱貨物の重量 9万トン以上 義務 ・中長期的な計画の作成 ・物流統括管理者（CLO）の選任 ・定期報告	指定基準値 保有車両台数 150台以上 義務 ・中長期的な計画の作成 ・定期報告	指定基準値 貨物の保管量 70万トン以上 義務 ・中長期的な計画の作成 ・定期報告

勸告及び命令・報告徴収及び立入検査

倉庫業者

倉庫業者が求められるのは次の事項です。

- ② 荷待ち時間の短縮
 - トラック予約受付システムの導入
 - 混雑時間を回避した日時指定
 - ③ 荷役等時間の短縮
 - 適正な荷役作業が行える環境確保
 - 荷役前後の搬出入の迅速な実施
 - フォークリフト、作業員の配置
 - 納品先単位の貨物の仕分け
 - 一貫パレチゼーションへの協力
 - 機器の導入による検品の効率化
- 〈実効性の確保のための事項〉
- 責任者の選任、社内教育体制

- 荷待ち・荷役等時間の状況や取組把握、デジタル技術の活用
- 荷主への効率化の提案・協力
- 物流データの標準化の取組
- 作業の自動化
- 関係事業者間での連携推進

各事業者はこれらの努力義務が課され、達成すべき目標が2つあります（上図参照）。特定事業者に該当しない場合はあくまでも努力義務なので、達成が不十分であったとしても国土交通大臣からの指導および助言に止まります。おそらく取引業者からの通報等を端緒として行われるものとなるでしょう。裏面に続く

2026年4月施行

一定の事業規模以上の 特定事業者に課される義務

特定事業者の該当要件、義務の内容、手続きフローを確認しましょう。

特定貨物自動車運送事業者等

〈指定基準値〉

保有車両台数 150 台以上

〈義務の内容〉

- ① 中長期計画の策定・提出
- ② 定期報告

その他、手続きの際は「輸送能力届出書」の提出が必要です。

特定倉庫業者

〈指定基準値〉

貨物の保管量 70 万トン以上

〈義務の内容〉

- ① 中長期計画の策定・提出
- ② 定期報告

その他、手続きの際は「保管能力届出書」の提出が必要です。



特定事業者の指定基準値は、おおむね日本全体の輸送力および倉庫取扱重量の

手続きフロー

特定貨物自動車運送事業者等

届出・指定

国土交通省に届出を行い、特定事業者の指定を受ける（5月末メ・一回のみ）

中長期計画の策定

輸送網の集約や配送の共同化に向けた事業者間協議などの長期的な対応を含めて計画（2026年は10月末メ・毎年度提出することを基本としつつ、計画内容に変更が無い限りは5年ごと7月末メ）

定期報告の提出

判断基準の取組に係る進捗状況を記載（2027年以降毎年7月末メ）

特定倉庫業者

届出・指定

国土交通省に届出を行い、特定事業者の指定を受ける（5月末メ・一回のみ）

中長期計画の策定

①荷待ち時間等の全体像を把握し、改善の優先順位・方法を検討 ②取引先との協議や施設整備などの長期的な対応を含めて計画（2026年は10月末メ・毎年度提出することを基本としつつ、計画内容に変更が無い限りは5年ごと7月末メ）

定期報告の提出

判断基準の取組状況や荷待ち時間等を把握するとともに、参考情報欄で取引先との協議状況や施設の制約、業種特性等を見える化し、関係者の連携を促す（中長期計画策定の翌年度以降毎年度提出・7月末メ）



半分を占める事業者を基準として設定しています。

また、特定事業者は、表面の努力義務で挙げた事柄について、より実効性をもって対応することが求められます。イ

メージとして、努力目標達成について具体的な計画を策定すること、定期的な報告をすることが義務になります。

次号では提出義務のある書面の意義や記載内容について解説していきます。

事務所 TOPIC コンプライアンスの徹底に向けた新サービスを検討中



特車申請の専門行政書士事務所として始めた当事務所ですが、直近では特車申請の枠を超えてコンプライアンス関連のご相談をいただくことがかなり多くなってきました。そこで当事務所では運送事業者向けに法務担当部門を担うサービスを検討しています。

法務担当者あるいは法務担当役員を置いている運送事業者が少ないのは事実です。また、許可更新制の創設によって、許可更新条件の1つにコンプライアンス（事業計画との整合性、帳票類の作成、保存等が適正に行われているか等）が加えられるとの噂も耳にします。運送事業者において、ますます法務担当者の必要性が高まるのではないのでしょうか。

サービスを企画するにあたって、私が考える法務担当者の役割は次のとおりです。

〈法務担当者の役割〉

- 「法律」の観点から「経営」のリスクを可視化する。
- 現地調査によるコンプライアンス診断を行う。
- 一般的な業務遂行ではなく、「課題発見」と「解決策提案」を行う。
- 定期的なモニタリング機能および役員

法務担当者と顧問弁護士の違い

	法務担当者	顧問弁護士
専門分野	貨物自動車運送事業法 道路運送車両法 物流効率化法	民法 道路交通法 労働法
責務	潜在的なリスクに対処する（予防医療）	顕在化したリスクに対処する（対処療法）
管轄範囲	経営、法務、体制構築、モニタリング（対社内）	訴訟、外部交渉（対社外）
期間	恒常的	案件が終了するまで

会への報告機能を持つ。

- 運送事業者社員へのコンプライアンス教育を行う。



また、法務担当者は顧問弁護士との差別化も重要になってきます（表参照）。これをサービス化するのであるならば、実

際に法務担当者を雇用するよりも低コストでなければいけません。

許可更新制が始まる前に運送事業者様向けに法務部門設置サービスを実現できるよう準備を進めてまいります。ご意見等ございましたら佐久間までぜひお願いいたします。